

父子家庭の方にも児童扶養手当が支給されます！

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。

児童扶養手当を受給するためには市町村へ申請（認定請求）が必要です。

お住まいの市町村に早めにお問い合わせのうえ、平成22年11月30日までに忘れずに手続きをしてください。（11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になります。）

児童扶養手当とは

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

児童扶養手当の支給要件は？

次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 母が死亡した子ども
- ③ 母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④ 母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ その他（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

※1 支給要件に該当しても、子どもが児童福祉施設に入所したとき、又は請求者及び児童が公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けるときなど、手当が支給されない場合があります。個々のご家庭が支給要件に該当するかは、お住まいの市町村にご相談ください。

※2 支給対象となる子どもは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子ども（障害を有する場合は20歳未満）です。

手当額（月額）は？

受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

※ 個々の手当額については、市町村にお問い合わせください。

- 児童1人の場合
全部支給 41,720円 一部支給 41,710円～9,850円
- 児童2人以上の加算額
2人目 5,000円 3人目以降1人につき 3,000円

父子家庭の方が受給するためには？

児童扶養手当を受給するためには、お住まいの市町村へ申請が必要です。

申請の時期についての取扱いは次のとおりです。

- 既に父子家庭としての支給要件に該当している方は、平成22年8月1日より前でも申請ができます。
- 平成22年11月30日までに申請いただくと、次の取扱いになります。
 - ・ 平成22年7月31日までに支給要件に該当している方

→ 11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。

- ・ 平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方

→ 11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

※8月～11月分が支給されるのは12月です。

- 11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になりますので、お住まいの市町村に早めにお問い合わせの上、平成22年11月30日までに手続きをしてください。

申請手続きに必要なものは？

申請にあたっては、受給資格者及び該当する子どもの戸籍謄本（抄本）や住民票が必要です。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。